

令和7年度「あおもり発の積雪寒冷地型住宅最適化プロジェクト」実施要領

令和7年9月22日制定

(趣旨)

第1 「あおもり発の積雪寒冷地型住宅最適化プロジェクト」（以下「本事業」という。）の実施にあたっては、住宅・建築物環境対策事業費補助金交付要綱（平成22年4月1日制定）及びサステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）補助金交付申請等マニュアル＜住宅（一般部門）＞（令和7年4月制定。以下「マニュアル」という。）によるものほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2 本事業は、あおもりGX住宅ビルダーズ（以下「ビルダーズ」という。）に参加する施工者に対し、積雪寒冷地における住宅性能及び価格について最適化を図るために必要なデータを取得するための支援を行うことで、青森県の県民所得に応じた最適化住宅を検証し、高気密高断熱住宅の需要拡大を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3 この要領において、ビルダーズとは、青森県（以下「県」という。）、青森県優良住宅協会及び一般社団法人新木造住宅技術研究協議会青森支部及をいう。

(補助対象者)

第4 補助金の交付の対象となる者は、青森県優良住宅協会又は一般社団法人新木造住宅技術研究協議会青森支部（以下「事務局」という。）に所属する者であって、県ウェブサイトでビルダーズとして公表している者とする。

(補助対象経費等)

第5 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、施設及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(申請期間)

第6 補助金の申請期間は、事務局のホームページ等で公表する期日から開始し、当該年度の10月31日（10月31日が休業日の場合は、その直前の営業日）に終了する。ただし、第7の規定による補助金申請予定額の合計が当該年度の予算上限に達した場合は、申請の受付けを停止し、第8の規定による交付決定額の合計が当該年度の予算上限に達した場合は、申請期間を終了する。

(補助金の交付申請)

第7 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、建築主から申請に係る同意を得た上で、第6の申請期間内に、交付申請書、確認済証その他マニュアルで定める関係書類を添えて事務局に提出するものとする。

- 2 前項の交付申請書等は、事務局が先着順等により受け付けるものとする。ただし、同日に複数の申請があり、そのすべてを受け付けると当該年度の予算上限を超えることとなる場合、事務局は、それぞれの申請内容を確認し、いずれの申請を受け付けるかを決定することができる。
- 3 第1項の交付申請書等は、事務局が内容を確認し、適当と認めた場合はこれを県に提出する。県は、事務局から交付申請書等を受領したら、これを一般社団法人環境共生まちづくり協会に提出する。

(交付決定通知)

第8 ビルダーズは、交付申請書等について、一般社団法人環境共生まちづくり協会が審査し、適当と認めた場合は、交付申請者に対して交付決定を通知するものとする。

(交付申請の変更及び取消し)

- 第9 第8の規定により通知を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、補助金の交付決定額を変更する必要がある場合は、速やかに変更交付申請書を事務局に提出しなければならない。なお、変更交付決定の通知については、第8に準じるものとする。
- 2 交付対象者は、申請を取り消す場合は、マニュアルに基づき、速やかに交付決定取消申請書を事務局に提出しなければならない。

(補助金利用上の条件)

第10 交付対象者は、次の事項を承諾するものとする。

- (1) 本事業の目的について、積極的に広報すること。
- (2) 工事完了後、マニュアルに基づき完了実績報告書を事務局に提出すること。
- (3) 設計図書等のデータを事務局に提供すること。
- (4) 工事完了入居後1年間は、毎月、温湿度測定データを事務局に提供すること。
- (5) 工事完了入居後3年間は、毎月、光熱費データを事務局に提供すること。
- (6) 構造見学会及び完成現場見学会を開催すること。
- (7) 温湿度測定データの取得に要する機器の設置及び管理を行うこと。
- (8) ビルダーズが実施するアンケート等の調査に協力すること。

(補助金の支払い)

第11 補助金は、青森県優良住宅協会が代表してこれを受け取り、一般社団法人新木造住宅技術研究協議会青森支部と協力して交付対象者に交付する。

- 2 交付対象者は、補助金の交付を受けたら、建築主にこれを支払わなければならない。

(その他)

第12 この要領に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、ビルダーズが別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年9月22日から施行し、同日から適用する。

別表（第5関係）

補助対象経費	<p>交付申請者が県内に建設する高気密高断熱住宅のうち下記のいずれかに該当するもので、断熱材の性能強化、玄関ドアの性能強化、換気設備の性能強化、給湯設備の性能強化に要する経費とする。</p> <p>① (新築タイプA) : 断熱性能等級6以上、一次エネルギー消費量削減率30%以上、気密性能$0.7 \text{ cm}^2/\text{m}^2$以下</p> <p>② (新築タイプB) : U_a値0.35以下、$BEI \leq 0.7$、気密性能$0.7 \text{ cm}^2/\text{m}^2$以下</p> <p>③ (全体改修) : 断熱性能等級5以上、一次エネルギー消費量削減率20%以上、気密性能$2.0 \text{ cm}^2/\text{m}^2$以下</p>
基準価格	断熱性能等級4に要する経費とする。
補助金の額	基準価格から補助対象経費を差し引いた額の2分の1の額（千円未満切り捨て。）とする。ただし、1棟当たり200万円を補助上限額とする。